

令和5年12月
新潟県福祉保健部

法的位置づけ

医療法に基づき、都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

主な記載事項

- ・保健医療圏の設定及び基準病床数に関する事項
- ・地域医療構想に関する事項
- ・**5疾病・6事業（※）及び在宅医療に係る医療連携体制**に関する事項
- ・外来医療の提供体制の確保に関する事項
- ・健康づくりと各種保健医療提供体制の整備
- ・医療の安全の確保等に関する事項
- ・医療人材の確保に関する事項 など

※ 5疾病：がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

6事業：救急医療、災害医療、新興感染症の発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療

➤ 本計画より5疾病6事業及び在宅医療の目標設定は『**ロジックモデル**』によって記載

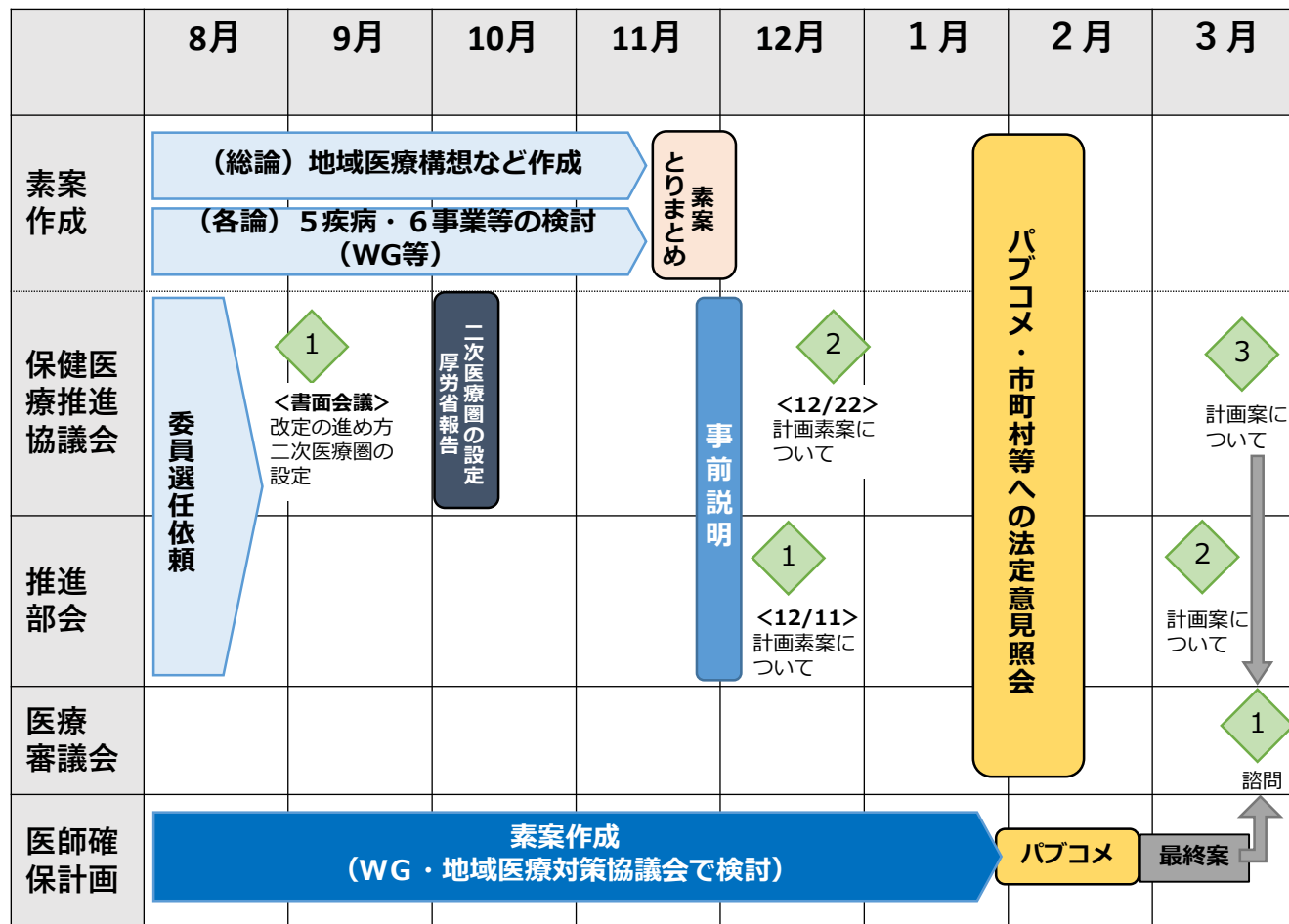
計画期間

令和6年（2024）年度から令和11（2029）年度までの**6年間**

計画見直し・改定

- ・**令和8（2026）年度**に中間評価を行い、必要な見直しを行う。

令和5年度 第8次医療計画スケジュールについて（案）



分野別WG等の開催状況	
がん	第1回（8/29） 第2回（10月書面）
脳卒中 心血管疾患	循環器病対策 推進協議会（11/27）
糖尿病	第1回（7/24） 第2回（9/4） 第3回（10月書面）
精神疾患 （認知症以外）	第1回（7/24） 第2回（10/16）
精神疾患 （認知症）	第1回（8/31） 第2回（10/16）
救急医療	第1回（10/16）
災害医療	第1回（8/28） 第2回（10/6）
新興感染症	予防計画策定部会 第1回～第5回
へき地医療	第1回（10/16）
周産期医療	第1回（7/25） 第2回（9/26）
小児医療	第1回（9/12） 協議会（10/18）
在宅医療	第1回（10/30）
看護職員確保	第1回（8/8） 第2回（10/12）

今後の手続き

時期	内容
令和5年12月	12月11日（月）地域保健医療計画推進部会 12月22日（金）保健医療推進協議会 協議会・部会での協議を踏まえ素案修正
令和6年1月	パブリックコメント・法定意見照会（市町村・消防本部など）
令和6年2月	各意見を踏まえた修正案作成
令和6年3月	・地域保健医療計画推進部会 ・保健医療推進協議会 ・医療審議会 修正案についての協議 ➤ 最終案の決定
完 成	

「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(令和5年3月31日医政地発0331第14号)」の別紙 「がんの医療提供体制構築に係る指針」等をもとに作成

第8次計画(がん分野)の構成

計画の最終アウトカムとして「目指す状態」を明文化し、
その実現に向けた個別施策をロジックモデルとして体系的に整理

第1 現状 / 第2 課題

- ・がんは依然として死因1位。75歳未満年齢調整死亡率は全国を上回り、人口当たりのがん死亡は全国10位
- ・がん予防のための生活習慣の改善(一次予防)、早期発見・早期治療のためのがん検診受診率の向上・精度管理(二次予防)が必要
- ・がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の均てん化と集約化、チーム医療の推進、緩和ケア体制の整備等が必要
- ・相談支援体制、在宅医療体制及び高齢のがん患者が適切な支援を受けられる体制の整備が必要

第3 目指す状態(最終アウトカム)

- 1 がん予防のための施策及びがんの早期発見を通じ、がんにより死亡する県民を減少させる【予防・検診・教育】
- 2 がんの医療を通じ、がんにより死亡する県民を減少させる【治療】
- 3 全てのがん患者及びその家族の療養生活の質を維持・向上させる【療養支援】

第4 個別施策	個別施策により直接得られる成果 (初期アウトカム)	目指す状態を達成するための中間成果 (中間アウトカム)
・たばこ対策、適切な生活習慣の普及・定着及び女性のがん・その他のがん対策 ・がん検診の受診率向上、精度管理 ・がん登録の推進 ・がん教育の推進	・がんを予防するための生活習慣等の理解及び行動 ・科学的根拠に基づくがん検診の受診促進及び要精検者の精検受診率の向上 ・がん登録の普及・充実、登録精度の向上 ・社会全体におけるがんへの理解促進	【予防・検診・教育】 ・がんを予防するための生活習慣等の実践により、がんに罹る県民が減少している ・がん検診をより多くの住民に実施することにより、早期がん診断割合が増加している
・がん医療提供体制の整備、がん医療従事者の配置 ・手術療法・放射線療法・薬物療法の体制整備 ・がんゲノム医療の体制整備 ・チーム医療の推進 ・緩和ケア研修の受講促進、緩和ケアの実施促進 ・小児がん支援及び妊孕性温存療法に係る体制整備	・がん医療の均てん化及び集約化 ・多職種でのチーム医療実施体制の構築 ・緩和ケア提供体制の構築 ・小児・AYA世代に対する診療体制の整備	【治療】 ・がんと診断された患者が、適切な医療を受けられる状態にある
・がん相談支援センターの整備、相談員研修の受講促進 ・がん患者の就労に関する支援の整備 ・在宅医療支援の整備促進 ・医療機関及び介護事業所等との連携体制の整備促進	・相談支援体制の整備、患者・患者家族等への支援 ・がん治療後の多職種連携による支援体制の構築、在宅医療を提供する医療機関の整備 ・高齢のがん患者が適切な支援を受けられる	【療養支援】 ・がん患者とその家族が在宅等での療養場所を選択でき、継続して支援を受けている